

第2章

関係者の責務と役割



第2章 関係者の責務と役割

第1 行政の責務（食の安全・安心の確保に関する施策の方針）

福岡市は、食の安全・安心の確保に関する総合的な施策を策定し、実施する責務を有しています。「消費者（市民）が、『食の安全・安心』を得ることができる都市」を実現するため、『食品の安全性の確保』と『食の安全・安心に係る信頼関係の構築』の二つの柱を軸に施策を実施します。

1 食品の安全性の確保

生産から販売に至るまでの各段階において、食品の安全性の確保が図られるよう次の四つの施策を基本に取り組みます。

- ① 生産から販売に至るまでの食品の安全性の確保
- ② 食品関連事業者の自主的衛生管理の促進
- ③ 危機管理事案への対応
- ④ 職員の人材育成と資質の向上

2 食の安全・安心に係る信頼関係の構築

消費者、食品関連事業者、行政の相互理解の促進により、三者の信頼関係が構築されるよう、二つの施策を基本に取り組みます。

- ① 市民への情報提供
- ② リスクコミュニケーション*の充実

第2 食品関連事業者の責務

食品関連事業者は、食品の安全性確保について第一義的責任を有しています。

食品関連事業者は、この責任を十分認識したうえで、食品の安全性確保のために必要な措置を確実に実施するとともに、食品に関する正確かつ適切な情報提供を行い、消費者との信頼関係を構築することが重要です。

ここでは、食品安全基本法、食品衛生法、福岡県食品の安全・安心の確保に関する条例*等の関係法令を踏まえ、食品関連事業者の責務に関して、五つの行動指針を示します。

1 法令等の規定の遵守

- 事業者として法的知識の習得に努め、法令等の規定を遵守する。
- 経営者が率先して高い企業倫理を示し、従業員全員のコンプライアンス意識の向上を図るための措置を講じる。

2 食品の安全性を確保するために必要な措置の確実な実施

- 食品供給工程の各段階（生産、製造・加工、流通、販売）において、事業者は HACCP に沿った衛生管理に取り組み、食品衛生法のほか関係法令に定める必要な措置を確実に実施し、食品の安全性確保に努める。

3 食品等に関する正確で適切な情報の提供

- 法令で定められた必要な表示や食品等の回収情報、自らが実施している食の安全・安心の確保に関する取組など、消費者が求める情報を正確かつ適切に提供する。

4 行政が実施する食の安全・安心の確保に関する取組への協力

- 行政が実施する監視や検査をはじめとした食の安全・安心の確保に関する取組に協力する。

5 消費者からの相談などに対する誠実な対応

- 消費者からの相談などに対しては、原因や今後の対応をわかりやすく説明するなど誠実に対応するとともに、改善を要する場合は、再発防止策を講じる。

第3 消費者の役割

消費者が、食品に関する正しい知識と理解を深め、積極的に意見を表明していくことで、行政や食品関連事業者は、食の安全・安心の確保に関するより良い取組の方向性を見出すことができます。

ここでは、食品安全基本法、福岡県食品の安全・安心の確保に関する条例等の関係法令を踏まえ、消費者の役割に関して、三つの行動指針を示します。

1 食品の安全性の確保に関する正しい知識の理解

- 食品に関する安全性の評価や情報に耳を傾け、正しい知識の習得と理解を深める。
- 食品を取り巻く雑多な情報を読み解き、目的に応じた食品を取捨選択する能力を高める。

2 行政や食品関連事業者の取組への積極的な意見の表明

- 行政や食品関連事業者の取組が消費者の視点で効果的に進むように、積極的に意見を表明する。

3 正しい知識に基づく衛生的な食生活の実践

- 自らの生活を自ら守るため、食中毒予防など正しい知識に基づく衛生的な食生活の実践に努める。